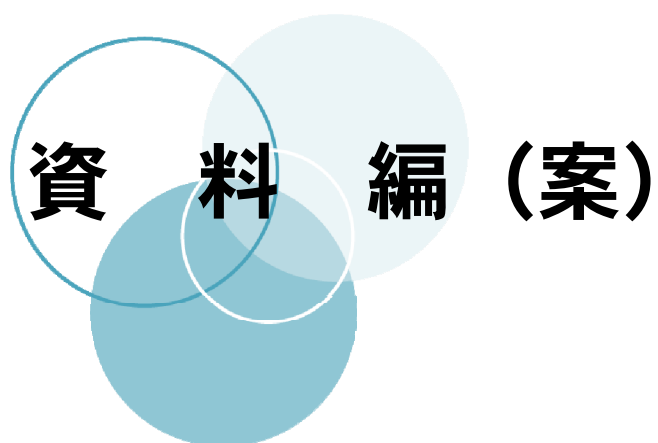




目次

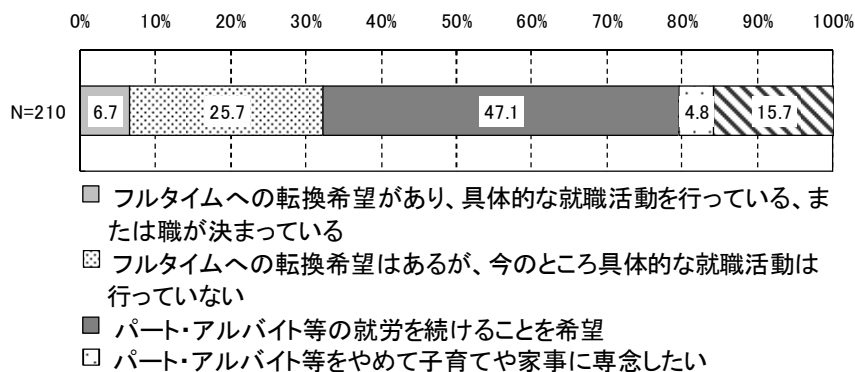
1	中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査（ニーズ調査）抜粋.....	資料編- 1
2	子ども・子育て新制度に関連する条例.....	資料編- 7
3	保育料	資料編-32
4	用語解説	資料編-36
5	施設位置図	資料編-41
6	中央区子ども・子育て会議審議経過.....	資料編-46
7	パンフレット「子ども・子育て支援新制度」がはじまります.....	資料編-48

1 中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査（ニーズ調査）抜粋

（１）母親の就労状況（就学前児童）

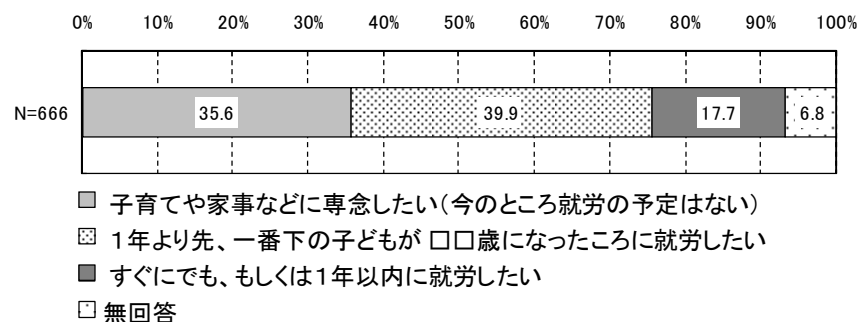
①パート・アルバイト就労のフルタイムへの転換希望（単数回答設問）

パート・アルバイトの就労をしている母親の「フルタイムへの転換希望があり、具体的な就職活動を行っている、または職が決まっている」が6.7%である。



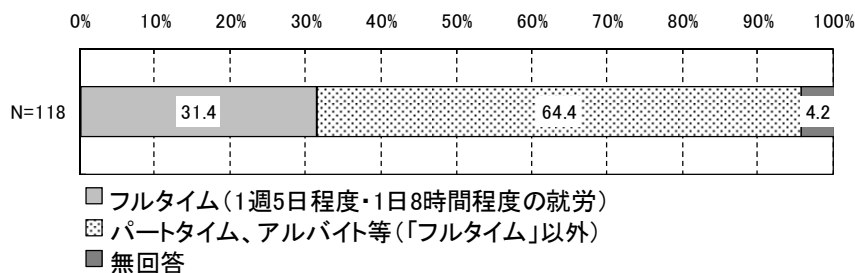
②現在非就労の今後の就労希望（単数回答設問）

現在、就労していない母親の就労希望は57.6%である。



③希望する就労形態（単数回答設問）

希望する就労形態は、「パートタイム、アルバイト等」が多くなっている。

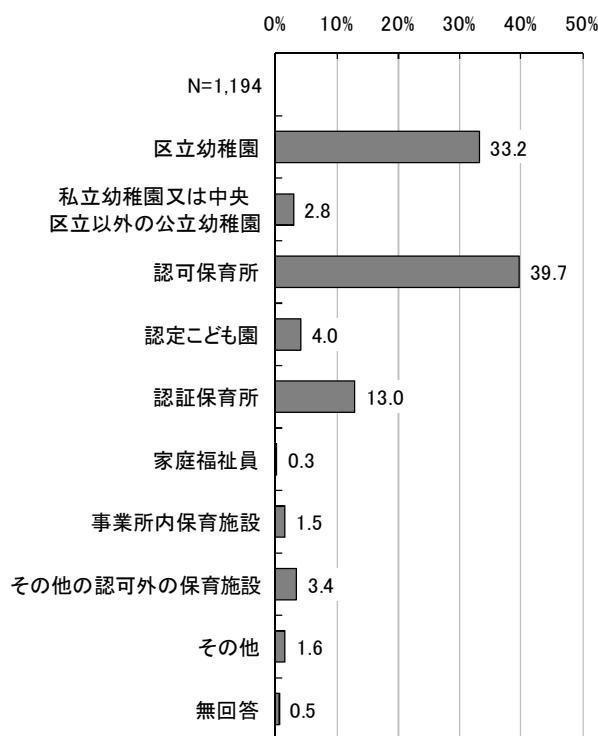


(2) 平日の定期的な教育及び保育の施設・事業の利用状況について（就学前児童）

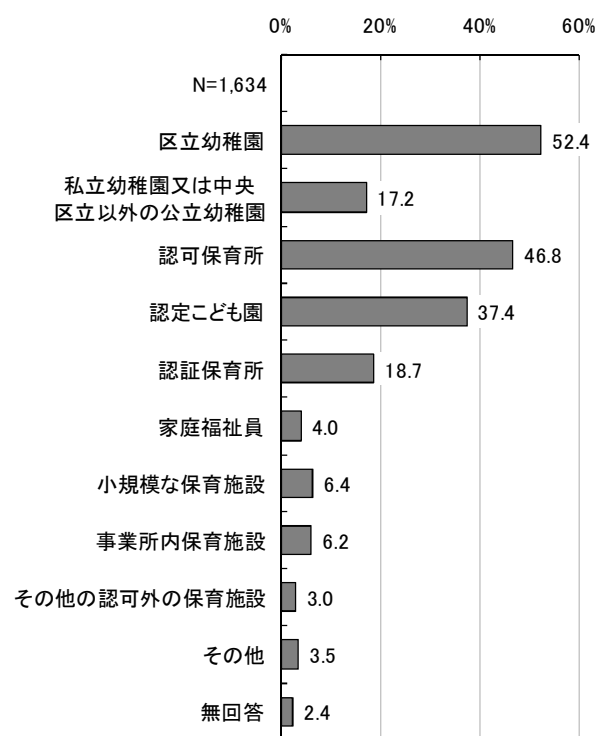
①定期的に利用している事業の種類と今後の希望

利用している事業は、「認可保育所」39.7%、「区立幼稚園」33.2%、「認証保育所」13.0%の順に多い。
今後の利用希望は、「区立幼稚園」52.4%、「認可保育所」46.8%、「認定こども園」37.4%の順に多い。

■現在の利用事業（複数回答設問）



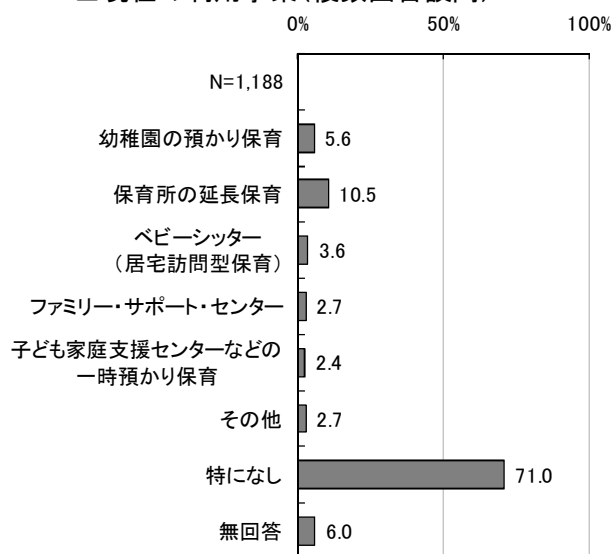
■今後の利用希望（複数回答設問）



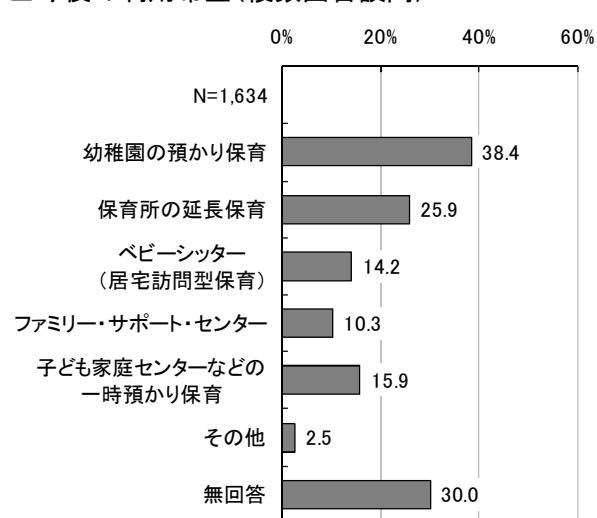
②現在利用している事業に加えて利用している事業、今後利用したい事業

現在、加えて利用している事業は、「特になし」が最も多く 71.0%、次いで「保育所の延長保育」が 10.5%となっている。今後利用したい事業は、「幼稚園の預かり保育」が最も多く 38.4%、次いで「保育所の延長保育」が 25.9%となっている。

■現在の利用事業（複数回答設問）



■今後の利用希望（複数回答設問）



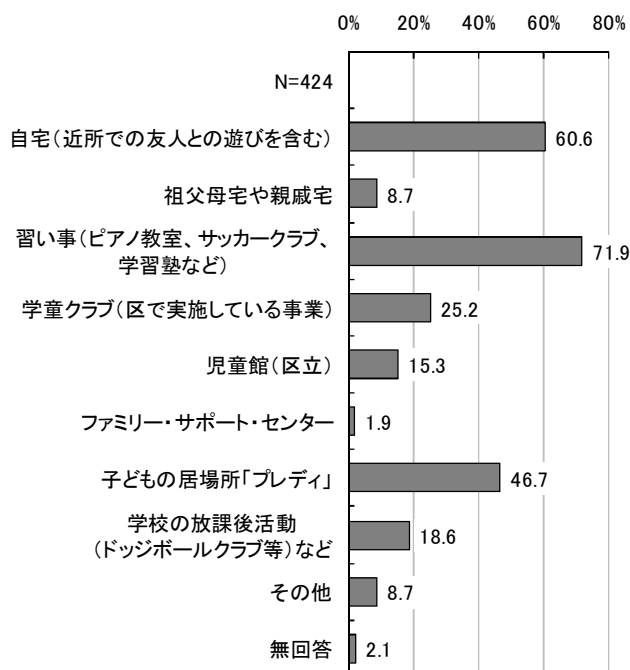
(3) 放課後の過ごし方について（小学校児童）

①小学生の保護者が希望する子どもの放課後の過ごし方

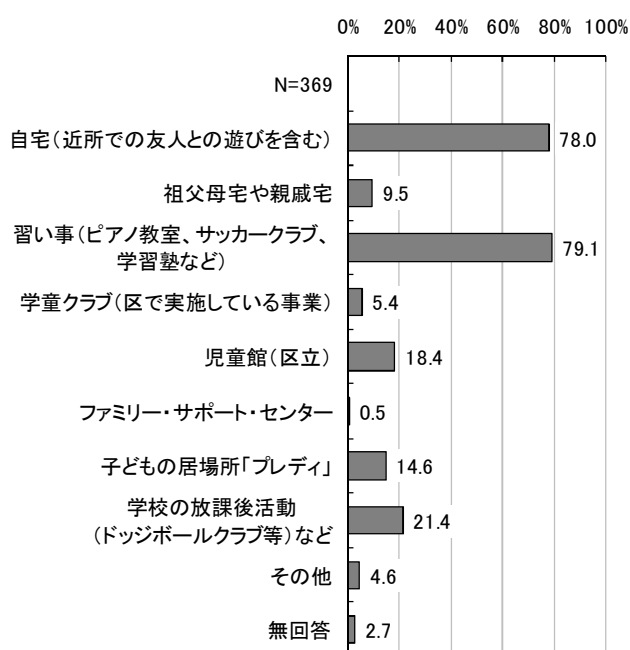
低学年・高学年いずれにおいても、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、次いで「自宅（近所での友人との遊びを含む）」となっている。

低学年では「子どもの居場所「プレディ」」が46.7%と、その次に多い。

■ 小学校低学年（複数回答設問）



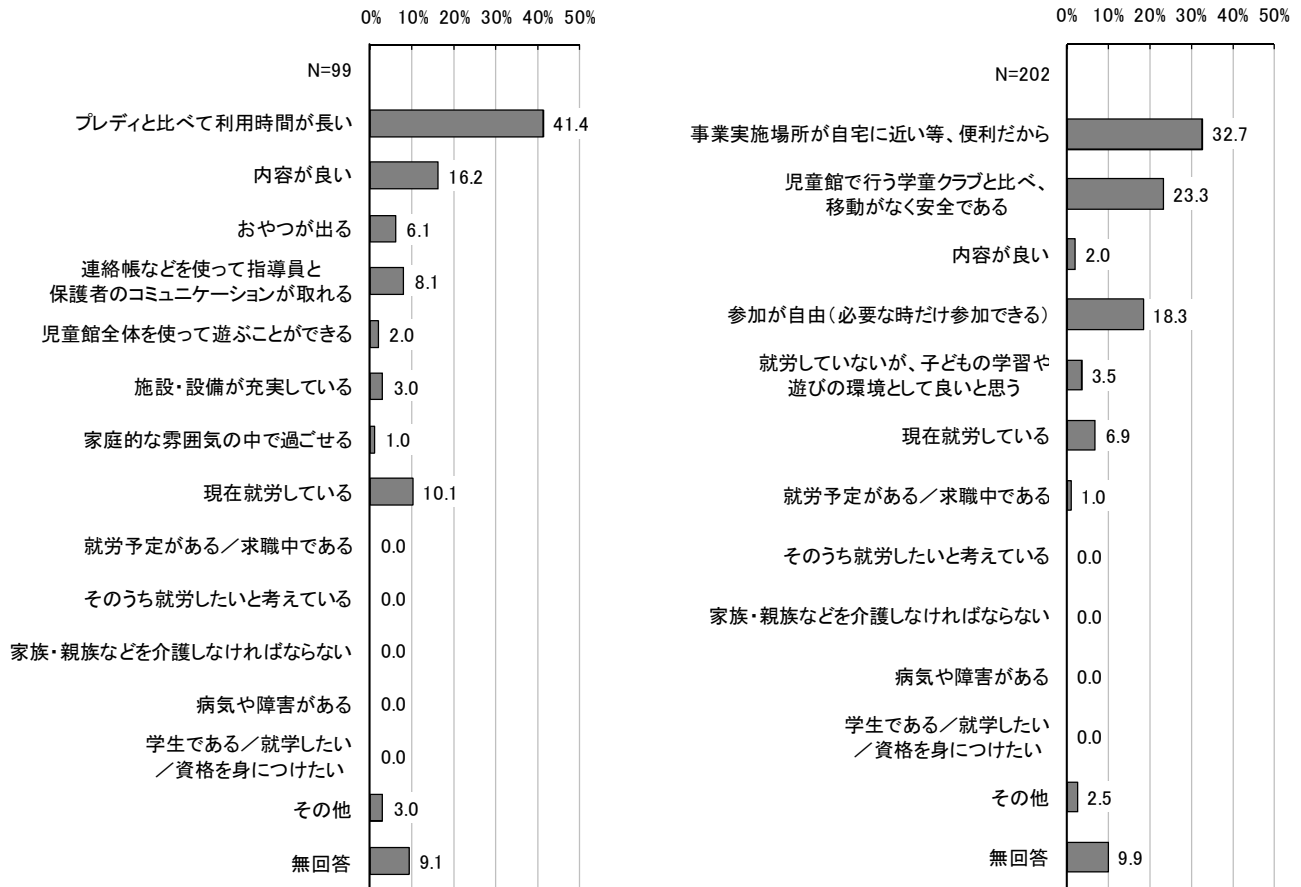
■ 小学校高学年（複数回答設問）



②学童クラブ・子どもの居場所「プレディ」を利用したい理由（複数回答設問）

学童クラブでは、「プレディと比べて利用時間が長い」が最も多く 41.4%、子どもの居場所「プレディ」では、「事業実施場所が自宅に近い等、便利だから」が最も多く 32.7%となっている。

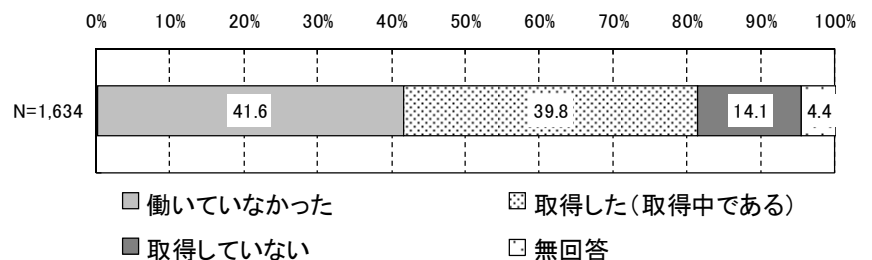
■学童クラブを利用したい理由（複数回答設問） ■子どもの居場所「プレディ」を利用したい理由（複数回答設問）



（４）育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について（就学前児童）

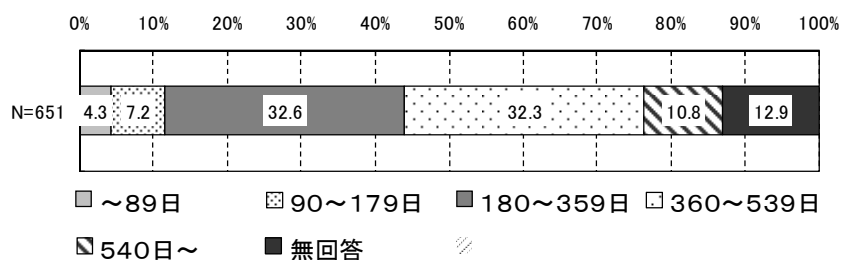
①母親の育児休業の取得状況（単数回答設問）

「働いていなかった」が 41.6%となっている。



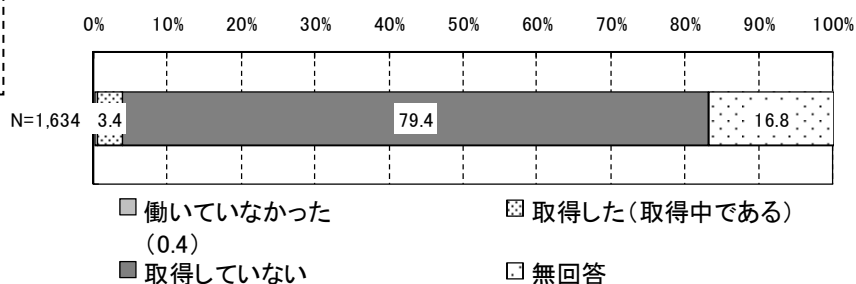
②母親の取得した場合の期間（単数回答設問）

「180～359 日」が 32.6%、次いで「360～539 日」が 32.3%となっている。



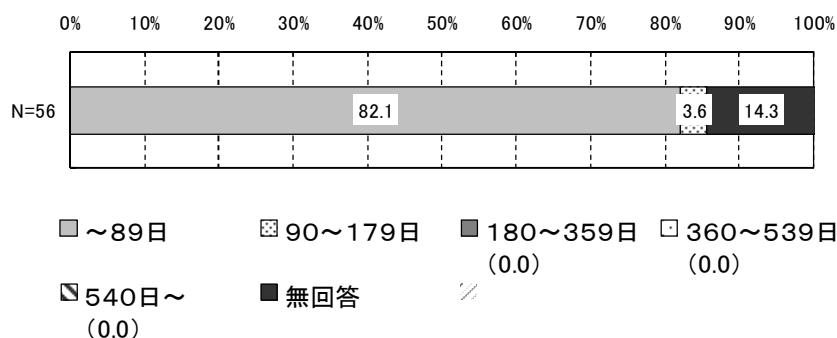
③父親の育児休業の取得状況(単数回答設問)

「取得していない」が 79.4%となっている。



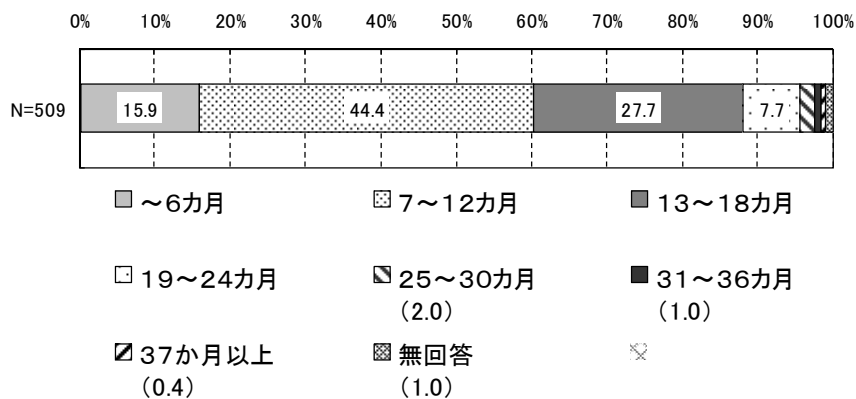
④父親の取得した場合の期間(単数回答設問)

「～89日」が82.1%となっている。



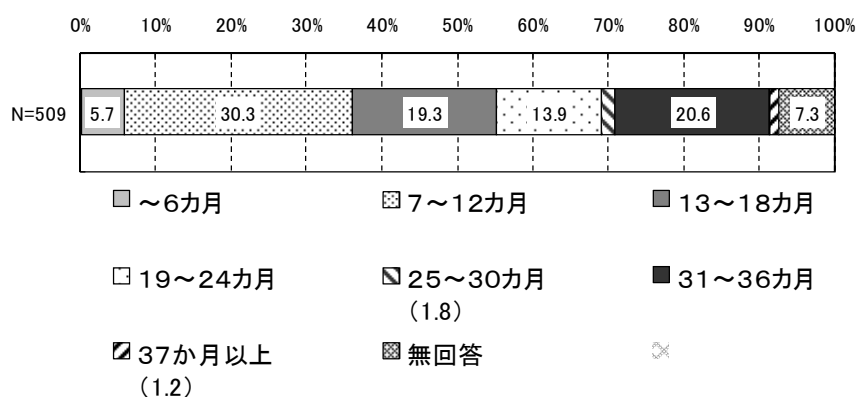
⑤お子さんが何歳の時に職場復帰したか(母親：単数回答設問)

「7～12カ月」が最も多く 44.4%、次いで「13～18カ月」が 27.7%となっている。



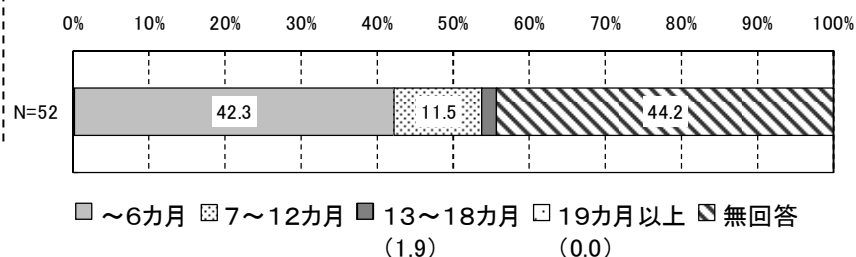
⑥お子さんが何歳の時に職場復帰しなかったか(母親：単数回答設問)

「7～12カ月」が最も多く 30.3%、次いで「31～36カ月」が 20.6%となっている。



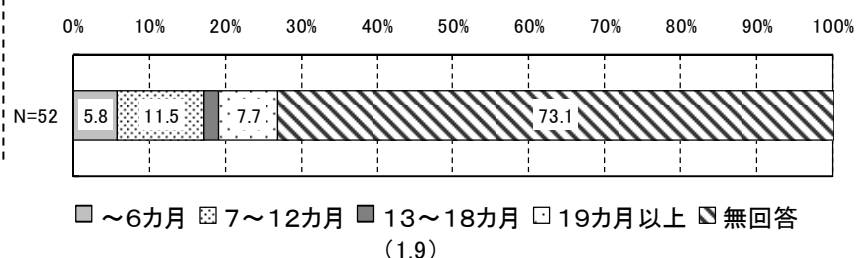
⑦お子さんが何歳の時に職場復帰したか（父親：単数回答設問）

「～6 カ月」が最も多く 42.3%、次いで「7～12 カ月」が 11.5%となっている。



⑧お子さんが何歳の時に職場復帰しなかったか（父親：単数回答設問）

「7～12 カ月」が最も多く 11.5%、次いで「19 カ月以上」が 7.7%となっている。

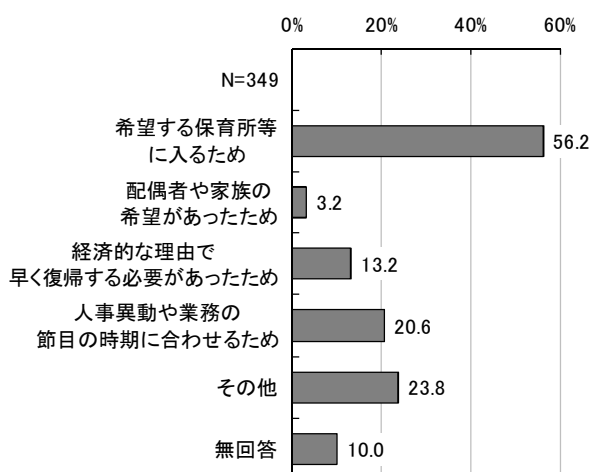


⑨育児休業後の職場復帰が希望の時期でなかった理由（母親）

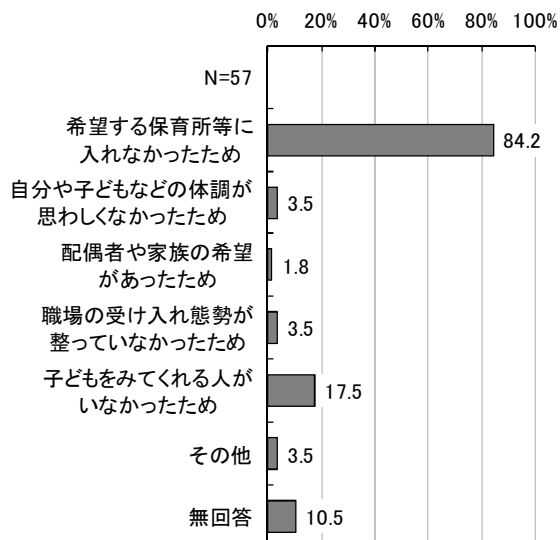
希望より早く復帰した方では、「希望する保育所等に入るため」が最も多く 56.2%、また、希望より遅く復帰した方では「希望する保育所等に入れなかったため」が最も多く 84.2%となっている。

希望する保育所等に入るために早く復帰する方が多いが、希望する保育所等に入れなかったために職場への復帰が遅くなる方も多くいることがわかる。

■希望より早く復帰した方（複数回答設問）



■希望より遅く復帰した方（複数回答設問）



2 子ども・子育て支援新制度に関連する条例

(1) 中央区子ども・子育て会議条例

平成二十五年七月四日
条例第三十五号

中央区子ども・子育て会議条例

(設置)

第一条 中央区（以下「区」という。）における子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）の推進を図るため、法第七十七条第一項の規定に基づき、区長の附属機関として、中央区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 子ども・子育て会議は、法第七十七条第一項各号に掲げる事務を処理するほか、区長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するとともに、当該事項について区長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する二十人以内の委員をもって組織する。

- 一 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する子どもの保護者又は子ども・子育て支援に関する施策に関心を有する者
- 二 区内において行われる子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 三 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- 四 区内の医療関係団体の構成員
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及びその職務)

第五条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第六条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

(定足数及び表决)

第七条 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

(関係者等の出席等)

第八条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

(委員の報酬)

第九条 委員には、別表に定める額の報酬を支給する。

- 2 報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を、翌月十日までに支給する。

(委員の費用弁償)

第十条 委員が職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、委員が職務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として一日につき二千五百円を支給する。

第十一条 委員が招集に応じて会議に出席したときは、費用弁償として一日につき二千五百円を支給する。ただし、当該日について前条の規定による費用弁償を受けるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。

(関係者等の費用弁償)

第十二条 第八条の規定により子ども・子育て会議に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区の常勤の職員である者がその職務に関連して子ども・子育て会議に出席したときは、この限りでない。

- 2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。

(支給方法)

第十三条 費用弁償の支給方法は、区職員の例による。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第九条―第十一条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
会長	日額 二三、〇〇〇円	中央区長等の給料等に関する条例（昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号）に規定する副区長相当額
学識経験を有する委員	日額 一九、〇〇〇円	
医療関係団体委員	日額 一七、〇〇〇円	
その他の委員	日額 一三、〇〇〇円	

（２）中央区保育の提供等に関する条例

昭和六十二年三月二十日

条例第十号

改正 平成九年十一月二八日条例第三五号
平成一三年十一月三〇日条例第三八号
平成一八年六月三〇日条例第三二号
平成二三年一〇月一八日条例第二四号
平成二四年一〇月一九日条例第三九号
平成二五年一〇月一八日条例第四一号
平成二六年一〇月一七日条例第二二号

中央区保育の提供等に関する条例

（題名改正〔平成一三年条例三八号・二六年二二号〕）

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定に基づき、法第二十四条第一項に規定する児童に対する保育の提供、法第三十九条第一項に規定する保育所（以下「保育所」という。）における保育に係る費用等の徴収その他必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成一三年条例三八号・二三年二四号・二六年二二号〕）

（定義）

第一条の二 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項の規定により東京都知事の認定を受けた中央区立保育所をいう。
- 二 幼児教育に関する保育 認定こども園において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標を達成するため、午前九時から午後二時までの間に行う保育をいう。
- 三 延長保育 中央区立保育所において、次条第二

項第一号に掲げる区分に該当する児童に対して午後六時三十分から午後七時三十分（中央区立京橋こども園にあつては、午後十時）までの間に行う保育及び同項第二号に掲げる区分に該当する児童に対して午前七時三十分から午前九時までの間又は午後五時から午後七時三十分までの間に行う保育をいう。

四 特例入所児童 法第二十四条第一項に規定する児童以外の児童で、中央区の区域内に住所を有し、認定こども園に入所しているものをいう。

五 時間外保育 認定こども園において、特例入所児童に対して、午前七時三十分から午前九時までの間又は午後二時から午後五時までの間に行う保育をいう。

（追加〔平成二三年条例二四号〕、一部改正〔平成二四年条例三九号・二六年二二号〕）

（保育の提供）

第二条 法第二十四条第一項に規定する児童に対する保育の提供は、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童が家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる場合に行うものとする。

- 一 一月において四十八時間以上労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

四 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護し、又は看護していること。

五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

六 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的にやっていること。

七 学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

八 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

九 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

十 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条に規定する配偶者からの暴力により当該児童の保育を行うことが困難であると認められること(前号に該当する場合を除く。)

十一 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る児童以外の児童がこの条例による保育を受けており、当該育児休業の間に当該保育を引き続き受けることが必要であると認められること。

十二 前各号に掲げるもののほか、前各号に類する状態であると区長が認めること。

2 前項に規定する保育の提供は、次に掲げる保育必要量(子ども・子育て支援法第二十条第三項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の区分により行うものとする。

一 保育標準時間 当該児童の保育の利用が一月当たり平均二百七十五時間まで(一日当たり十一時間までに限る。)

二 保育短時間 当該児童の保育の利用が一月当たり平均二百時間まで(一日当たり八時間までに限る。)

3 幼児教育に関する保育の提供は、認定こども園に入所している児童のうち、四歳に達する日の属する年度の初日から小学校就学の始期に達する日の前日までの間にあるものに対して行うものとする。

(一部改正〔平成九年条例三五号・一三年三八号・二三年二四号・二六年二二二〕)

(保育料)

第三条 区長は、法第二十四条第一項に規定する児童に対する保育所における保育(当該児童のうち、前条第三項に規定する期間にあり、認定こども園に入

所しているものに対する幼児教育に関する保育を含む。)の提供においては、児童の年齢、保育必要量、世帯の負担能力等に応じて月額六万四千円を超えない範囲内において区規則で定める額(以下「保育料」という。)を当該児童又はその扶養義務者から徴収する。

(追加〔平成一三年条例三八号〕、一部改正〔平成二三年条例二四号・二五年四一号・二六年二二二〕)

(延長保育料)

第四条 区長は、児童に対して延長保育を行つたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(以下「延長保育料」という。)を当該児童又はその扶養義務者から徴収する。

一 月を単位として、第二条第二項第一号に掲げる区分に該当する児童に対して、午後六時三十分から午後七時三十分までの間に保育を行つたとき 児童の年齢、世帯の負担能力等に応じて月額六千四百円を超えない範囲内において区規則で定める額

二 日を単位として延長保育を行つたとき 次に掲げる時間の区分に応じ、それぞれに定める額の範囲内において区規則で定める額

イ 午前七時三十分から午前九時まで 一回三百円

ロ 午後五時から午後六時三十分まで 一回三百円

ハ 午後六時三十分から午後七時三十分まで 一回四百円

ニ 午後七時三十分から午後九時まで(ホに該当する場合を除く。) 一回千円

ホ 午後七時三十分から午後十時まで 一回千四百円

(追加〔平成一三年条例三八号〕、一部改正〔平成一八年条例三二二号・二三年二四号・二四年三九号・二五年四一号・二六年二二二〕)

(入園料等)

第四条の二 区長は、特例入所児童又はその扶養義務者から入園料として児童一人につき千円を徴収する。

2 区長は、特例入所児童に対する幼児教育に関する保育の提供においては、月額一万三千二百円を超えない範囲内において区規則で定める額(以下「幼児教育保育料」という。)を当該特例入所児童又はその扶養義務者から徴収する。

3 区長は、時間外保育を行つたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において区規則で定める額(以下「時間外保育料」という。)を時間外保育を受けた特例入所児童又はその扶養義務者から徴収する。ただし、同一の月における当該額のそれぞれの合計額が第一号に規定する額にあつては三千六百円を、第二号に規定する額にあつては八千七百円を超えない範囲内において区規則で定める額(以下「上限月額」という。)を超えるときは、それぞれ上限月額を徴収する。

一 午前七時三十分から午前九時まで 一回三百円

二 午後二時から午後五時まで 一回七百円

(追加〔平成二三年条例二四号〕、一部改正〔平成二六年条例二二号〕)

(保育料等の減免)

第五条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区規則で定めるところにより保育料又は延長保育料を減額することができる。

一 児童の属する世帯の所得が著しく減少したとき。

二 災害等により著しい損害を受けたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、特別な事情があると区長が認めるとき。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区規則で定めるところにより入園料、幼児教育保育料又は時間外保育料を免除することができる。

一 特例入所児童の属する世帯がその構成員の失職、疾病その他の理由により著しく生活困窮の状態にあるとき。

二 前号に掲げるもののほか、特別な事情があると区長が認めるとき。

(追加〔平成一三年条例三八号〕、一部改正〔平成二三年条例二四号〕)

(納期限)

第六条 保育料、第四条第一号に規定する延長保育料及び幼児教育保育料の納期限は、毎月末日とする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

2 第四条第二号に規定する延長保育料、入園料及び時間外保育料の納期限は、区長が別に指定する日とする。

(追加〔平成一三年条例三八号〕、一部改正〔平成一八年条例三二・二三年二四号〕)

(委任)

第七条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

(一部改正〔平成一三年条例三八号〕)

(罰則)

第八条 正当な理由なしに、子ども・子育て支援法第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

(追加〔平成二六年条例二二号〕)

第九条 子ども・子育て支援法第二十三条第二項若しくは第四項又は第二十四条第二項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、十万円以下の過料に処する。

(追加〔平成二六年条例二二号〕)

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年十一月二八日条例第三五号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年十一月三〇日条例第三八号)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区保育の実施等に関する条例第三条から第五条までの規定は、平成十四年四月以後の月分の保育料及び延長保育料から適用する。

3 この条例の施行前になされた平成十四年四月一日以後の保育の実施に係る必要な行為は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則 (平成一八年六月三〇日条例第三二号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区保育の実施等に関する条例第四条の規定は、平成十八年七月一日以後に実施する延長保育について適用する。

附 則 (平成二三年一〇月一八日条例第二四号)

この条例の施行期日は、区規則で定める。

(平成二四年規則第五二号で平成二四年一月一日から施行)

附 則 (平成二四年一〇月一九日条例第三九号)

この条例の施行期日は、区規則で定める。

(平成二五年規則第四一号で平成二五年一〇月一日から施行)

附 則 (平成二五年一〇月一八日条例第四一号)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区保育の実施等に関する条例第三条及び第四条第一号の規定は、平成二十六年四月以後の月分の保育料及び延長保育料について適用する。

附 則 (平成二六年一〇月一七日条例第二二号)

(施行期日等)

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区保育の提供等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条及び第四条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月以後の月分の保育料及び延長保育料について適用する。

(経過措置)

3 この条例の施行前になされた施行日以後の保育の提供に係る必要な行為は、改正後の条例の相当規定によってなされたものとみなす。

(中央区立保育所条例の一部改正)

4 中央区立保育所条例(昭和三十六年三月中央区条例第六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(3) 中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例

平成二十六年十月十七日

条例第二十一号

中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準（第四条）

第二節 運営に関する基準（第五条—第三十四条）

第三節 特例施設型給付費に関する基準（第三十五条・第三十六条）

第三章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準（第三十七条）

第二節 運営に関する基準（第三十八条—第五十条）

第三節 特例地域型保育給付費に関する基準（第五十一条・第五十二条）

第四章 雑則（第五十三条）

第五章 罰則（第五十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第三十四条第二項、第四十六条第二項及び第八十七条第二項の規定に基づき、中央区（以下「区」という。）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 小学校就学前子ども 法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。

二 認定こども園 法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。

三 幼稚園 法第七条第四項に規定する幼稚園をいう。

四 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。

五 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。

六 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。

七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

八 事業所内保育事業 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。

九 支給認定 法第二十条第四項に規定する支給認定をいう。

十 支給認定保護者 法第二十条第四項に規定する支給認定保護者をいう。

十一 支給認定子ども 法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。

十二 支給認定証 法第二十条第四項に規定する支給認定証をいう。

十三 支給認定の有効期間 法第二十一条に規定する支給認定の有効期間をいう。

十四 特定教育・保育施設 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。

十五 特定教育・保育 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。

十六 法定代理受領 法第二十七条第五項（法第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は法第二十九条第五項（法第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

十七 特定地域型保育事業者 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

十八 特定地域型保育 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育をいう。

十九 特別利用保育 法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。

二十 特別利用教育 法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。

二十一 特別利用地域型保育 法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。

二十二 特定利用地域型保育 法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。

（特定教育・保育施設等の一般原則）

第三条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立つて特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、東京都、区、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児

童福祉施設をいう。以下同じ。)その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第四条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)を二十人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

一 認定こども園 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止等)

第六条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子

もの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

4 前二項の特定教育・保育施設は、前二項の規定による選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第七条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量(法第二十条第三項に規定する保育必要量をいう。)等を確認するものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第九条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了の日の三十日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第十条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等

において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第十二条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供した日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第二十七条第三項第二号に掲げる額(当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第三号に規定する市町村が定める額とする。))をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第二十七条第三項第一号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。))の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用(法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜

に要する費用

五 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項に規定する費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の使途及び額並びに支給認定保護者に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項に規定する費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第十四条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第二項の規定により法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

一 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

二 認定こども園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第四号に掲げる事項

三 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

四 保育所 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保

育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第十六条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第十七条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第十八条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する区への通知)

第十九条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。

(運営規程)

第二十条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 提供する特定教育・保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 特定教育・保育の提供を行う日(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

七 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第六条第二項及び第三項の規定による選考の方法を含む。)

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十一条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二十二条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第二十四条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第二十六条 特定教育・保育施設（児童福祉施設であるものに限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第二十七条 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情

報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第二十八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第二十九条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第三十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により区が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十一条 特定教育・保育施設は、その運営に当た

っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十二条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十四条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たった計画

二 第十二条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

三 第十九条の規定による区への通知に係る記録

四 第三十条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 第三十二条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第三十五条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

(特別利用教育の基準)

第三十六条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第十三条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第三章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第三十七条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその利用定員(法第二十九条第一項の確認において定めるもの)に限る。以下この章にお

いて同じ。)を一人以上五人以下、小規模保育事業A型(中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年十月中央区条例第二十四号)第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条例第三十一条第一項に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあってはその利用定員を六人以上十九人以下、小規模保育事業C型(同条例第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第六項において同じ。)にあってはその利用定員を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員を一人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもにも区分して定めるものとする。

第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第三十八条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十六条に規定する運営規程の概要、第四十二条第一項に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(提供拒否の禁止等)

- 第三十九条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案

し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

- 3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の規定による選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な地域型保育を提供することが困難である場合は、第四十二条第一項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

- 第四十条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第一項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

- 第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第四十二条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- 一 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

- 二 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

- 三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第三

十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。

- 3 事業所内保育事業を行う者であって、第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものについては、第一項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五十条において準用する第十四条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第三号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を行わないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第二十九条第三項第一号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける

額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
- 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- 三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項に規定する費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の使途及び額並びに支給認定保護者に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項に規定する費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（特定地域型保育の取扱方針）

第四十四条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特定地域型保育に関する評価等）

第四十五条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第四十六条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定地域型保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日
- 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 利用定員
- 七 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に

当たっての留意事項（第三十九条第二項の規定による選考の方法を含む。）

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第四十七条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第四十九条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

二 次条において準用する第十二条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

三 次条において準用する第十九条の規定による区への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十二条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第五十条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十四条、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「施設型給付費（法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第三十条第一項に規定する特例地域型保育給付費を含

む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第三節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第三十九条第二項及び第四十条第二項を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

第四章 雑則

（委任）

第五十三条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

第五章 罰則

(過料)

第五十四条 正当な理由なしに、法第十四条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所(法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第十三条第一項中「(法第二十七条第三項第二号に掲げる額(当該特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第二項中「(法第二十七条第三項第一号に規定する額」とあるのは「(法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、区の同意を得て、」と、第十九条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第六条第一項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第六条及び第七条の規定は適用しない。

3 特定保育所は、区から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(経過措置)

4 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第十三条第一項中「法第二十七条第三項第二号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号

に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

5 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第四十三条第一項中「法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

6 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過する日までの間、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第四十二条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(4) 中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

平成二十六年十月十七日
条例第二十四号

中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第二十一条)
- 第二章 家庭的保育事業(第二十二条—第二十六条)
- 第三章 小規模保育事業

- 第一節 通則(第二十七条)
- 第二節 小規模保育事業A型(第二十八条—第三十条)
- 第三節 小規模保育事業B型(第三十一条・第三十二条)

第四節 小規模保育事業C型(第三十三条—第三十六条)

第四章 居宅訪問型保育事業(第三十七条—第四十一条)

第五章 事業所内保育事業(第四十二条—第四十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十四条の十六第一項の規定に基づき、中央区(以下「区」という。)における家庭的保育事業等(法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 最低基準は、区長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満三歳に満たない者に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。)が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 区長は、中央区子ども・子育て会議条例(平成二十五年七月中央区条例第三十五号)第一条に規定する中央区子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 区は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第四条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第二号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあっては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(非常災害対策)

第七条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第八条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第九条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第十一条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十四条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業を行う事業所(以下「居宅訪問型保育事業所」という。)

の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第十五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第十六条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、区等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号のいずれかに掲げる施設とする。

一 連携施設

二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除し、又は停止する等の必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（運営規程）

第十八条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 提供する保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

七 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

（家庭的保育事業所等に備える帳簿）

第十九条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第二十条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由

がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第二十一条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第二章 家庭的保育事業

（設備の基準）

第二十二条 家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、区長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。

三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備を有すること。

四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

五 同一敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。

六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。

七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

（職員）

第二十三条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

一 調理業務の全部を委託する場合

二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、区長が行う研修（区長が指定する東京都知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
 - 二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者
 - 3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（区長が行う研修（区長が指定する東京都知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とする。
- （保育時間）

第二十四条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第二十六条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三章 小規模保育事業

第一節 通則

（小規模保育事業の区分）

第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第二節 小規模保育事業A型

（設備の基準）

第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第三十三条第四号及び第五号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- 五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メー

トル以上であること。

六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のイからチまでに掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備	
二階	常用	一 屋内階段	
		二 屋外階段	
	避難用	一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 待避上有効なバルコニー	
三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 屋外階段	
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段
二階	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段	
		二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
	三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段
			二 屋外階段

	(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 三 建築基準法施行令第二百三十三條第二項各号に規定する構造の屋外階段
--	---

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分とが建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第二百三十三條第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (2) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

- 一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第三十条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(第三十条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者(A型)」という。)」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」と読み替えるものとする。

第三節 小規模保育事業B型

(職員)

第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修(区長が指定する東京都知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち六割以上は保育士とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第三十二条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小

規模保育事業B型を行う者（第三十二条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（B型）」という。）と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

第四節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第三十三条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- 五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第二十八条第七号に掲げる要件に該当するものであること。

（職員）

第三十四条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。

（利用定員）

第三十五条 小規模保育事業所C型は、法第六条の第三十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。

（準用）

第三十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第三十六条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

型）」と読み替えるものとする。

第四章 居宅訪問型保育事業

（居宅訪問型保育事業）

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- 三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育
- 四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第五項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区長が認める乳幼児に対する保育

（設備及び備品等）

第三十八条 居宅訪問型保育事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（職員）

第三十九条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第四十条 居宅訪問型保育事業者は、第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。

（準用）

第四十一条 第二十四条から第二十六条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第五章 事業所内保育事業

（利用定員の設定）

第四十二条 事業所内保育事業を行う者は、法第六条の第三十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児（以下この条において「その他の乳児又は幼児」という。）について、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数以上の定員枠を設けなければならない。

利用定員	その他の乳児又は 幼児の数
一人以上五人以下	一人
六人以上七人以下	二人
八人以上十人以下	三人
十一人以上十五人以下	四人
十六人以上二十人以下	五人
二十人以上二十五人以下	六人
二十六人以上三十人以下	七人
三十一人以上四十人以下	十人
四十一人以上五十人以下	十二人
五十一人以上六十人以下	十五人
六十一人以上	二十人

(設備の基準)

第四十三条 事業所内保育事業(利用定員が二十人以上のものに限る。第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。)及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児(法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のイからチまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。
 - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は

設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	一 屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 待避上有効なバルコニー 三 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 四 屋外階段
三階	常用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 三 屋外階段
四階以上の階	常用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 三 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。)以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しく

は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所につき二人を下回ることとはできない。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第六条第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第四十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第四十六条において準用す

る次条及び第二十六条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

(職員)

第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する東京都知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち六割以上は保育士とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第四十八条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十八条において準用する次条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。）」と、同条第四号中「次号」とあるのは「第四十八条において準用する第二十八条第五号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二條第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十三條第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第二十八條第一号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二條及び第四十八條において準用する場合を含む。))及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二條及び第四十八條において準用する場合を含む。)、第二十九條第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十一條第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十三條第一号(調理設備に係る部分に限る。))及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十四條第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第四十三條第一号(調理室に係る部分に限る。))及び

第五号(調理室に係る部分に限る。)、第四十四條第一項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第四十七條第一項本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しないことができる。

- 3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九條第四号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第六條の規定にかかわらず、施行日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
- 4 第三十一條及び第四十七條の規定の適用については、家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、施行日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一條第一項及び第四十七條第一項に規定する保育従事者とみなす。
- 5 小規模保育事業C型にあつては、第三十五條の規定にかかわらず、施行日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。

(5) 中央区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

平成二十六年十月十七日

条例第二十三号

中央区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第三十四条の八の二第一項の規定に基づき、中央区(以下「区」という。))における放課後児童健全育成事業(法第六條の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。))の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。))を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 最低基準は、区長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。))が、明るく、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 区長は、中央区子ども・子育て会議条例(平成二十五年七月中央区条例第三十五号)第一条に規定する中央区子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。))に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

- 2 区は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容に

ついて、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了し

たものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 学校教育法に規定する大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学（以下「社会福祉学等」という。）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者を平等に取り扱う原則）

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為を

してはならない。

(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 開所している日及び時間

四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

五 利用定員

六 通常の事業の実施地域

七 事業の利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その提供した支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その提供した支援に関し、区から指導又は助言を受けた場合は、当該

指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

一 小学校の休業日 一日につき八時間

二 小学校の休業日以外の日 一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康状態及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、区、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、区、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

3 保育料

平成27年度認可保育園等の保育料

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始することに伴い、国の方針に基づき、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業（※）、私立幼稚園の保育料は次のとおりとなります。

※地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことです。

- 保育料を決定する階層区分について、所得税に基づく区分から住民税に基づく区分へほぼ同水準となるように変更します。
- 保育料の算定は、保護者の方の区民税（※）の所得割額を合算した額となります。
ただし、住宅ローン控除や配当控除等の税額控除（調整控除は除く）適用前の金額となります。
※区民税とは、特別区民税又は市町村民税のことです。
- 4月分～8月分までの保育料は前年度の区民税、9月分～3月分までの保育料は現年度の区民税を基に算出します。

備考1 保育料以外に別途費用が掛かる場合があります。直接施設へお問合せください。
2 海外での収入がある方は、収入を証明する書類が必要です。

認可保育園、認定こども園（保育認定）、地域型保育事業の保育料は次頁を参照

1 区立認定こども園（教育標準時間認定）における保育料等

階層	保 育 料 を 決 定 す る 区 分	入園料	月額保育料 (給食費含む)
A階層	生 活 保 護 世 帯	0	円 0
B階層	区 民 税 非 課 税 世 帯 (区 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯 含 む)	0	0
C階層	上 記 以 外 の 世 帯	1,000	11,000 (8,500)

備考 月額保育料は、小学校3年生以下のお子様のうち、上から数えて2番目以降のお子様が入園した場合、2番目のお子様はカッコ内の金額、3番目以降のお子様は6,000円になります。

2 私立幼稚園及び私立認定こども園（教育標準時間認定）における月額保育料

階層	保 育 料 を 決 定 す る 区 分	月額保育料
第1階層	生 活 保 護 世 帯	円 0
第2階層	区 民 税 非 課 税 世 帯 (区 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯 含 む)	9,100 (4,550)
第3階層	区 課 民 税 税 世 所 帯 得 割	77,100円以下 16,100 (8,050)
第4階層		77,101円以上 211,200円以下 20,500 (10,250)
第5階層		211,201円以上 25,700 (12,850)

備考1 月額保育料は、幼稚園（私立認定こども園（教育標準時間認定）を含む。）年少から小学校3年生までの範囲において、上から数えて2番目以降のお子様が入園した場合、2番目のお子様はカッコ内の金額、3番目以降のお子様は無料となります。

- 2 私立幼稚園は、子ども・子育て支援新制度の施設給付対象の園に限ります。
対象外の私立幼稚園は、現行どおりその園が決めた料金となります。
対象かどうかは、直接施設へお問合せください。
- 3 給食がある場合は、別途給食費が掛かります。

3 認可保育園、認定こども園(保育認定)、地域型保育事業を利用する場合の月額保育料

保育標準時間の保育料の金額は変更ありません。保育料を決定する区分の額は世帯の区民税所得割額の合計となります。また、C2、C3の階層をなくし、D階層をD1からD29までにしました。

新たに地域型保育事業の保育料、保育短時間の保育料を設けました。

階層	保 育 料 を 決 定 す る 区 分		3 歳未満児		3 歳児		4 歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生 活 保 護 世 帯		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	区 民 税 非 課 税 世 帯		0	0	0	0	0	0
C	区 民 税 均 等 割 の み 課 税 世 帯		1,600 (800)	1,500 (750)	1,300 (650)	1,200 (600)	1,300 (650)	1,200 (600)
D1	区 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	2万円 未満	2,100 (1,050)	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	1,900 (950)	2,000 (1,000)	1,900 (950)
D2		2万円 以上 4万円 "	2,700 (1,350)	2,600 (1,300)	2,700 (1,350)	2,600 (1,300)	2,600 (1,300)	2,500 (1,250)
D3		4万円 " 6万円 "	5,700 (2,850)	5,600 (2,800)	5,600 (2,800)	5,500 (2,750)	5,600 (2,800)	5,500 (2,750)
D4		6万円 " 8万円 "	7,100 (3,550)	6,900 (3,450)	7,300 (3,650)	7,100 (3,550)	7,200 (3,600)	7,000 (3,500)
D5		8万円 " 10万円 "	8,100 (4,050)	7,900 (3,950)	9,300 (4,650)	9,100 (4,550)	9,200 (4,600)	9,000 (4,500)
D6		10万円 " 13万円 "	13,100 (6,550)	12,800 (6,400)	10,900 (5,450)	10,700 (5,350)	10,800 (5,400)	10,600 (5,300)
D7		13万円 " 16万円 "	16,300 (8,150)	16,000 (8,000)	12,700 (6,350)	12,400 (6,200)	12,600 (6,300)	12,300 (6,150)
D8		16万円 " 19万円 "	18,400 (9,200)	18,000 (9,000)	14,300 (7,150)	14,000 (7,000)	14,200 (7,100)	13,900 (6,950)
D9		19万円 " 21万円 "	20,200 (10,100)	19,800 (9,900)	15,800 (7,900)	15,500 (7,750)	15,700 (7,850)	15,400 (7,700)
D10		21万円 " 23万円 "	21,800 (10,900)	21,400 (10,700)	17,000 (8,500)	16,700 (8,350)	16,900 (8,450)	16,600 (8,300)
D11		23万円 " 25万円 "	23,500 (11,750)	23,100 (11,550)	18,200 (9,100)	17,800 (8,900)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
D12		25万円 " 27万円 "	25,000 (12,500)	24,500 (12,250)	19,500 (9,750)	19,100 (9,550)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
D13		27万円 " 29万円 "	26,500 (13,250)	26,000 (13,000)	20,700 (10,350)	20,300 (10,150)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
D14		29万円 " 30万円 "	27,800 (13,900)	27,300 (13,650)	21,600 (10,800)	21,200 (10,600)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
D15		30万円 " 31万円 "	29,200 (14,600)	28,700 (14,350)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
D16		31万円 " 33万円 "	30,500 (15,250)	29,900 (14,950)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
D17		33万円 " 34万円 "	31,800 (15,900)	31,200 (15,600)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
D18		34万円 " 35万円 "	32,900 (16,450)	32,300 (16,150)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
D19		35万円 " 36万円 "	34,100 (17,050)	33,500 (16,750)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
D20		36万円 " 42万円 "	37,100 (18,550)	36,400 (18,200)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
D21		42万円 " 48万円 "	41,800 (20,900)	41,000 (20,500)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
D22		48万円 " 54万円 "	45,900 (22,950)	45,100 (22,550)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
D23		54万円 " 61万円 "	49,100 (24,550)	48,200 (24,100)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
D24		61万円 " 69万円 "	51,500 (25,750)	50,600 (25,300)	23,600 (11,800)	23,100 (11,550)	18,900 (9,450)	18,500 (9,250)
D25		69万円 " 80万円 "	53,900 (26,950)	52,900 (26,450)	24,700 (12,350)	24,200 (12,100)	19,800 (9,900)	19,400 (9,700)
D26		80万円 " 91万円 "	56,400 (28,200)	55,400 (27,700)	25,800 (12,900)	25,300 (12,650)	20,700 (10,350)	20,300 (10,150)
D27		91万円 " 103万円 "	58,900 (29,450)	57,800 (28,900)	26,900 (13,450)	26,400 (13,200)	21,600 (10,800)	21,200 (10,600)
D28		103万円 " 116万円 "	61,400 (30,700)	60,300 (30,150)	28,100 (14,050)	27,600 (13,800)	22,500 (11,250)	22,100 (11,050)
D29		116万円 "	64,000 (32,000)	62,900 (31,450)	29,300 (14,650)	28,800 (14,400)	23,400 (11,700)	23,000 (11,500)

- 備考1 2人以上のお子様は保育園等に入園している場合は、上から数えて2番目のお子様は半額(カッコ内の数値)、3番目以降のお子様は無料となります。ただし、延長保育料は1番目のお子様と同額です。
2 地域型保育事業のうち、家庭的保育事業は保育短時間のみとなり、経過措置があります。33頁をご覧ください。
3 保育料はお子様の年度当初の年齢により決定します。(32頁、33頁も同様です。)

4 認可保育園、認定こども園(保育認定)を利用する場合の月極延長保育料(1時間分)

階層	保 育 料 を 決 定 す る 区 分		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
			保育標準時間	保育標準時間	保育標準時間
A	生 活 保 護 世 帯		円 0	円 0	円 0
B	区 民 税 非 課 税 世 帯		0	0	0
C	区 民 税 均 等 割 の み 課 税 世 帯		600	600	600
D1	区 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	2万円 未満	600	600	600
D2		2万円 以上 4万円 "	600	600	600
D3		4万円 " 6万円 "	900	900	900
D4		6万円 " 8万円 "	900	900	900
D5		8万円 " 10万円 "	900	900	900
D6		10万円 " 13万円 "	1,300	1,300	1,300
D7		13万円 " 16万円 "	1,600	1,300	1,300
D8		16万円 " 19万円 "	1,800	1,300	1,300
D9		19万円 " 21万円 "	2,000	1,500	1,500
D10		21万円 " 23万円 "	2,100	1,700	1,600
D11		23万円 " 25万円 "	2,300	1,800	1,800
D12		25万円 " 27万円 "	2,500	1,900	1,800
D13		27万円 " 29万円 "	2,600	2,000	1,800
D14		29万円 " 30万円 "	2,700	2,100	1,800
D15		30万円 " 31万円 "	2,900	2,200	1,800
D16		31万円 " 33万円 "	3,000	2,200	1,800
D17		33万円 " 34万円 "	3,100	2,200	1,800
D18		34万円 " 35万円 "	3,200	2,200	1,800
D19		35万円 " 36万円 "	3,400	2,200	1,800
D20		36万円 " 42万円 "	3,700	2,200	1,800
D21		42万円 " 48万円 "	4,100	2,200	1,800
D22	世 帯	48万円 " 54万円 "	4,500	2,200	1,800
D23		54万円 " 61万円 "	4,900	2,200	1,800
D24		61万円 " 69万円 "	5,100	2,300	1,800
D25		69万円 " 80万円 "	5,300	2,400	1,900
D26		80万円 " 91万円 "	5,600	2,500	2,000
D27		91万円 " 103万円 "	5,800	2,600	2,100
D28		103万円 " 116万円 "	6,100	2,800	2,200
D29		116万円 "	6,400	2,900	2,300

- 備考 1 2人以上のお子様が入園している場合の減額はありません。1人目のお子様と同額となります。
2 保育短時間の月極延長保育はありません。スポット延長保育をご利用ください。
3 スポット延長保育料は、次のとおりです。
・保育標準時間の場合 18:30～19:30 (月島聖ルカ保育園18:15～19:15) 400円
・保育短時間の場合 7:30～9:00および17:00～18:30は240円、18:30～19:30は400円
(月島聖ルカ保育園 7:15～8:45および16:45～18:15は240円、18:15～19:15は400円)
なお、19時30分以降の月極およびスポット延長保育料は、実施する施設へ直接お問合せください。
4 19時30分以降の月極およびスポット延長保育料は、実施する施設へ直接お問い合わせください。
5 地域型保育事業の延長保育料は事業所が設定します。

5 自園調理(給食)を行わない家庭的保育事業所における月額保育料(経過措置)

階層	保 育 料 を 決 定 す る 区 分		3 歳未満児	3 歳児
			保育短時間	保育短時間
A	生 活 保 護 世 帯		円 0	円 0
B	区 民 税 非 課 税 世 帯		0	0
C	区 民 税 均 等 割 の み 課 税 世 帯		1,200 (600)	900 (450)
D1	区 民 税 所 得 割 課 税 世 帯 の 保 育 料 決 定 基 準 額	2万円 未満	1,600 (800)	1,500 (750)
D2		2万円 以上 4万円 "	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)
D3		4万円 " 6万円 "	4,400 (2,200)	4,400 (2,200)
D4		6万円 " 8万円 "	5,500 (2,750)	5,600 (2,800)
D5		8万円 " 10万円 "	6,300 (3,150)	7,200 (3,600)
D6		10万円 " 13万円 "	10,200 (5,100)	8,500 (4,250)
D7		13万円 " 16万円 "	12,800 (6,400)	9,900 (4,950)
D8		16万円 " 19万円 "	14,400 (7,200)	11,200 (5,600)
D9		19万円 " 21万円 "	15,800 (7,900)	12,400 (6,200)
D10		21万円 " 23万円 "	17,100 (8,550)	13,300 (6,650)
D11		23万円 " 25万円 "	18,400 (9,200)	14,200 (7,100)
D12		25万円 " 27万円 "	19,600 (9,800)	15,200 (7,600)
D13		27万円 " 29万円 "	20,800 (10,400)	16,200 (8,100)
D14		29万円 " 30万円 "	21,800 (10,900)	16,900 (8,450)
D15		30万円 " 31万円 "	22,900 (11,450)	17,700 (8,850)
D16		31万円 " 33万円 "	23,900 (11,950)	17,700 (8,850)
D17		33万円 " 34万円 "	24,900 (12,450)	17,700 (8,850)
D18		34万円 " 35万円 "	25,800 (12,900)	17,700 (8,850)
D19		35万円 " 36万円 "	26,800 (13,400)	17,700 (8,850)
D20		36万円 " 42万円 "	29,100 (14,550)	17,700 (8,850)
D21		42万円 " 48万円 "	32,800 (16,400)	17,700 (8,850)
D22		48万円 " 54万円 "	36,000 (18,000)	17,700 (8,850)
D23		54万円 " 61万円 "	38,500 (19,250)	17,700 (8,850)
D24		61万円 " 69万円 "	40,400 (20,200)	18,400 (9,200)
D25		69万円 " 80万円 "	42,300 (21,150)	19,300 (9,650)
D26		80万円 " 91万円 "	44,300 (22,150)	20,200 (10,100)
D27		91万円 " 103万円 "	46,200 (23,100)	21,100 (10,550)
D28		103万円 " 116万円 "	48,200 (24,100)	22,000 (11,000)
D29		116万円 "	50,300 (25,150)	23,000 (11,500)

- 備考1 経過措置の期間は、平成31年度までです。それより前に自園調理(給食)ができるようになった場合は通常の保育料となります。
- 2 2人以上のお子様が保育園等に入園している場合は、上から数えて2番目のお子様は半額(カッコ内の数値)、3番目以降のお子様は無料となります。
- 3 家庭的保育事業は、保育短時間のみです。
- 4 延長保育料は各事業所で設定します。

4 用語解説

◆子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」の3つの法律のことです。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが、子ども・子育て関連3法の趣旨です。

◆次世代育成支援対策推進法

日本における急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成15年に施行された法律です。この法律に基づき、企業および国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。平成27年3月31日までの時限立法でしたが、平成26年4月に法律が改正され、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

◆子ども・子育て会議

【国】

子ども・子育て支援法第72条から第75条までの規定に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、国の子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、平成25年4月に内閣府に子ども・子育て会議が設置されました。

【都道府県・区市町村】

子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、自治体は教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を聴くために、「審議会その他の合議制の機関」（地方版子ども・子育て会議）を置くように努める、とされています。また、この会議は、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況について、調査審議する役割を担っています。

【中央区】

平成25年7月に「中央区子ども・子育て会議条例」を制定し、学識経験者、子育て当事者（公募区民）、保育・教育関係者等で構成される「中央区子ども・子育て会議」を設置しました。

◆教育・保育施設

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のことです。

認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設のことで、認定こども園には4つのタイプがあります。 ・幼保連携型 認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす施設。なお、新制度では認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となります。 ・幼稚園型 認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設 ・保育所型 認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもの受け入れなど、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たす施設 ・地方裁量型 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たす施設
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
保育所	就労などのため家庭で保育できない子どもを、保護者に代わって保育する施設

◆支給認定

新制度では、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用を希望する場合は保育の必要性の有無に応じた支給認定を受ける必要があります。支給認定の区分は次の3つがあります。

認定区分	認定基準	対象となる子ども	保育の必要量に応じた区分	利用できる主な施設等
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	—	幼稚園 認定こども園(短時間保育)
2号認定	満3歳以上・保育認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などの事由により、 <u>保育を必要とする子ども</u>	保育標準時間 または 保育短時間	保育所 認定こども園(長時間保育)
3号認定	満3歳未満・保育認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などの事由により、 <u>保育を必要とする子ども</u>	保育標準時間 または 保育短時間	保育所 認定こども園(長時間保育) 地域型保育事業

◆施設型給付

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）を対象とした給付のことであり、保育の必要性の有無に応じた「支給認定」を受けた利用者が教育・保育施設から教育・保育の提供を受けた場合、その費用に関し公費から給付が受けられます。給付は、保護者に対する個人給付ですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設が保護者に代わり給付を受け取る仕組み（個人給付の法定代理受理制度）となります。

◆特定教育・保育施設

区長が施設型給付費の支給に係る施設として確認した「教育・保育施設」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園や、東京都認証保育所は含まれません。

◆地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる質が確保された保育を提供するものとして、新たに区が認可を行う保育事業です。少人数の単位で、主に満3歳未満の乳幼児を対象としており、4つのタイプがあります。

家庭的保育事業	保育者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気のなかで少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業
小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象にきめ細かな保育を行う事業
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業

◆地域型保育給付

地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）を対象とした給付のことであり、保育の必要性の有無に応じた「支給認定」を受けた利用者が地域型保育事業を利用した場合、その費用に関し公費から給付が受けられます。施設型給付と同様、法定代理受理の仕組みとなります。

◆特定地域型保育事業

区長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認した事業者が行う「地域型保育事業」のことです。

◆地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子ども・子育て支援に関する事業で、次の事業があります。

利用者支援に関する事業（利用者支援）	子どもや保護者が、施設や事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言等を行う事業
時間外保育事業（延長保育事業）	認可保育所や認定こども園等の定期的な保育事業において、通常保育後の時間に、延長して保育を行う事業
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業
放課後子供教室（子どもの居場所「ブレディ」）※	子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業
子育て短期支援事業（子どもショートステイ）	保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業

※放課後子供教室（子どもの居場所「ブレディ」）は区独自事業

幼稚園預かり保育	幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、区立幼稚園にて預かり保育を行う事業
一時預かり保育	保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合に、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かる事業
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業
乳児家庭全戸訪問事業 (新生児等訪問指導)	生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業および 要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護 児童等に対する支援に 資する事業	児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために「要保護児童対策地域協議会」を運営するとともに、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業
地域子育て支援拠点事業 (子育て交流サロン 「あかちゃん天国」)	地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業
病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業
妊婦健康診査	母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施する事業
実費徴収に係る補足 給付を行う事業	保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して、保育所等に保護者が支払うべき日用品や文房具などの物品購入費や行事への参加費などを助成する事業
多様な主体の参入 促進事業	保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を促進するための事業

◆東京都認証保育所

認可保育所だけでは応えきれない大都市の多様な保育ニーズに応えるために創設された東京都独自基準（認証基準）による保育所です。民間企業など多様な事業者が運営し、次のような特色があります。

- ・全施設で0歳児から預かり
- ・利用者との直接利用契約
- ・全施設において13時間の開所を基本とする
- ・都独自基準により、適切な保育水準を確保

◆待機児童

認可保育所への入所申込みをしており、入所要件に該当しているにもかかわらず、定員超過等の理由で入所できない児童（認証保育所・家庭福祉員等で保育を受けている児童等を除く）のことです（本編26頁参照）。

◆児童館

児童福祉法第 40 条に基づく児童厚生施設の 1 つで、地域において児童に健全な遊び場を提供して、遊びを通じてその健康の増進や、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

◆食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を楽しく身に付ける教育の取組のことです。

◆生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」といった知・徳・体のバランスのとれた力をさします。平成 8（1996）年に文部省（現在の文部科学省）の中央教育審議会において「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」という諮問に対する第一次答申の中で示されました。平成 20（2008）年 3 月 28 日に告示された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領でも、これを継承し、教育基本法改定等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成することとしています。

◆特別支援教育

LD（学習障害）、AD／HD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことです。

◆児童虐待

保護者（親または親に代わる養育者）によってその子どもに加えられた行為で、ネグレクト（食事を与えない、家に置き去りにするなどの養育の放棄又は怠慢）、身体的虐待、心理的虐待（著しい暴言、無視など）、性的虐待に分類されますが、ほとんどの場合重複して起こっています。

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と仕事以外の生活とのバランスを図ることにより、労働者は家庭や地域活動などに参加できる時間を確保しながら充実した生活を送ることが重要であるという考え方です。また、事業者にとっても生産性の向上や優秀な人材確保などにつながり、有益であるとされています。

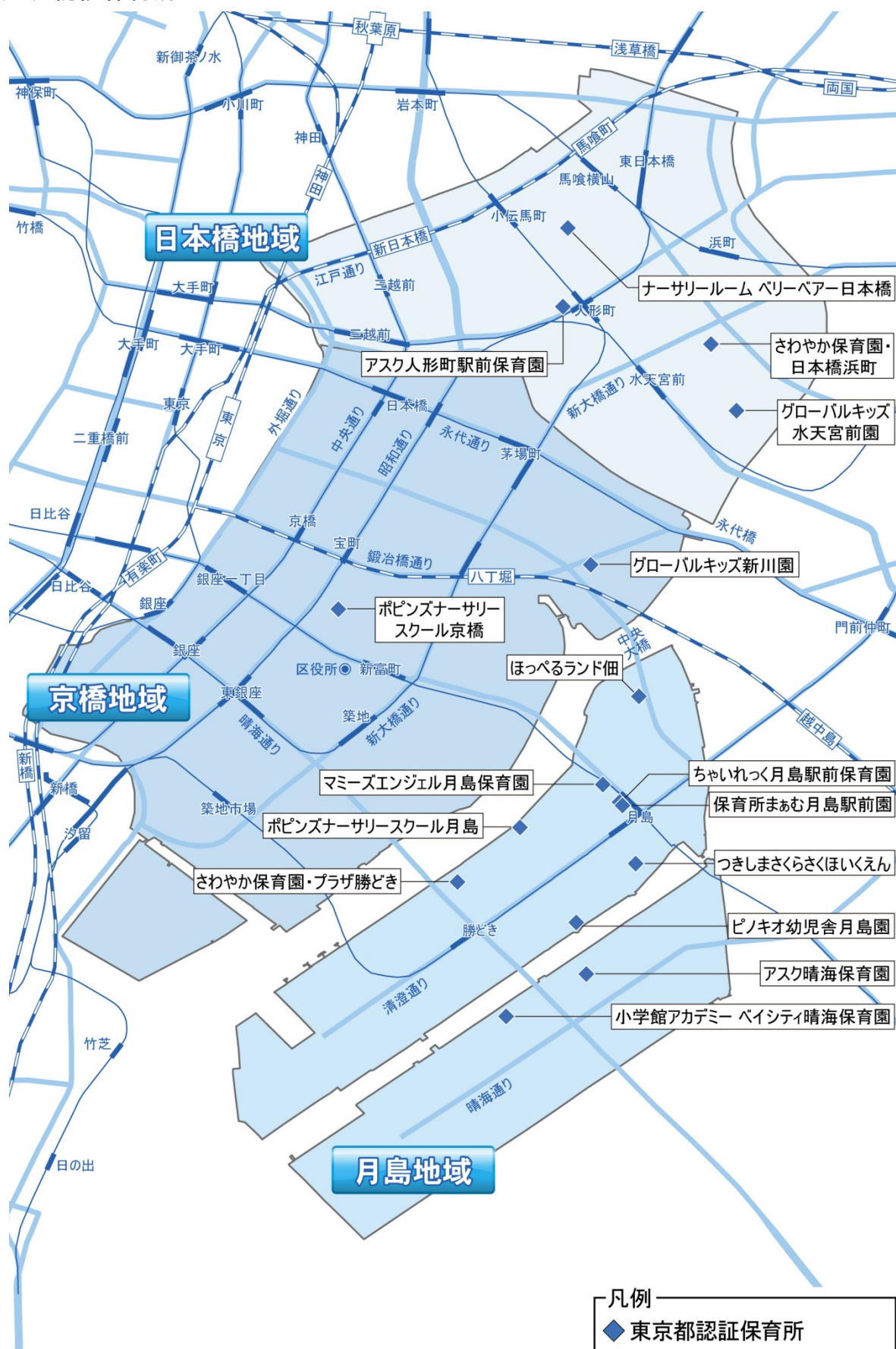
5 施設位置図

(1) 認可保育所、認定こども園



中央区こどもすくすくえがおプラン
中央区 子ども・子育て支援事業計画

(2) 認証保育所



(3) 幼稚園

